

観光専門人材育成支援事業

募 集 要 項

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院が実施する

「DESTINATION・マネージャー育成プログラム」の履修を支援します！

本プログラムは、地域資源の発掘から実際の誘客に至るまでの観光地域づくりの各プロセスについて、専門的な知識を持ち、地域の現場においてこれらを活用するための実践的な技能を有する人材（「DESTINATION・マネージャー®」）を育成することを目的としています。従業員を同プログラムへ応募させる意思のある観光関連事業者に対し、同プログラムの履修許可者の受講料の一部を札幌市が支援します。

（ご注意） 本事業は令和6年度予算の議決前であるため、議決結果によっては事業の内容及び予算額等について変更する場合又は事業が中止になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

【申請期間】

令和5年12月18日（月）～令和6年1月26日（金）

※ 申請書類は、4ページの「提出先」に申請事業者が必ずご持参ください。

【申請事業者】※詳細はⅡ-1内定希望申請事業者の要件をご参照ください

札幌市内に宿泊施設を営業する事業者、札幌市内の観光関連団体、札幌市内にある観光施設を所有する法人格を持つ事業者、札幌市のまちづくりに貢献しているエリアマネジメント団体もしくは札幌市内で営業する旅行会社またはそれらに類する団体等

【補助対象経費】※詳細はⅠ-1補助概要をご参照ください

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院が実施する「DESTINATION・マネージャー育成プログラム」の受講料

【支援内容】

受講料の補助（補助割合 3/4 上限額 144,000 円（1,000 円未満切り捨て））

ほかにも、この事業への申請にあたっては、所定の要件を満たす必要がありますので、必ず次ページ以降をご確認ください。

また、ご不明な点は、4ページの問い合わせ先までご相談ください。

I 補助内容について

1 補助概要

【目的】

観光地域づくりの各プロセスについて、専門的な知識を持ち、地域の現場においてこれ

らを活用するための実践的な技能を有する人材（デスティネーション・マネージャー®）の育成を目的とした、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院が実施するデスティネーション・マネージャー育成プログラム※に、従業員を応募させる意思のある観光関連事業者に対し、同プログラムの履修許可者の受講料の一部を札幌市が支援します。

※履修資格など応募条件が定められています。事前に育成プログラムの募集要項を**必ず**ご覧ください。

https://www.imc.hokudai.ac.jp/news_other/202312/002945.html

【事業の流れ】

事業者からいただいた内定希望申請書等をもとに、審査を経て内定事業者を決定します。また、育成プログラムについて、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院に申し込みいただきますが、同学院が行う書類選考に合格した場合にのみ、補助金を交付することとなります。

※ 申請事業者については、Ⅱ-1 内定希望申請事業者の要件をご参照ください。

(1) 補助対象経費

内定事業者からの申請に基づき、内定事業者が従業員（履修許可者）に履修させる、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院が実施するデスティネーション・マネージャー育成プログラムの受講料（一部）が対象となります。

(2) 補助限度額・件数

1 件あたり 144,000 円を上限として決定します。

(3) 補助金交付時期

プログラム修了者に交付される履修証明書の提出後、事業者に対して補助金を交付します。（令和7年4月頃の予定）

Ⅱ 申請するには

1 内定希望申請事業者の要件

内定希望申請事業者は、以下の(1)~(3)をすべて満たすことを要件とします。

(1) 以下の①~⑤のうちどれかを満たしていること。

①申請日において札幌市内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の許可を受けている者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル」または「簡易宿所」を営む者で、今後も継続して、市内の宿泊施設の営業を行う意思を有する者

②札幌市内の企業や観光関連事業者等を取りまとめ、3年以上の活動実績があり、事務局機能を有する団体で、事業実施にあたり加盟企業等と連携をして事業を広く展開

させることができる組織

③札幌市内にある観光施設を所有する法人格を持つ者

※なお、観光施設に次のいずれかに該当する施設は含まない。

- イ 宗教活動を目的とした施設
- ロ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設
- ハ 小売店、飲食店、遊興施設、遊戯場等、市民による日常的な利用がほとんどを占めると考えられる施設

④札幌市のまちづくりに貢献しているエリアマネジメント団体

⑤旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により旅行業または旅行業者代理業の登録を受けており、札幌市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいる者

⑥①～⑤に類する団体等

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者は、補助金の給付対象者となることができない。

- イ 札幌市税を滞納している者
- ロ 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。)第2条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- ハ 暴力団(法第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ニ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
- ホ 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(3) プログラムに参加する従業員を専門的な観光人材として育成する意欲があること。

2 内定希望申請書類等

- (1) 内定希望申請書(様式)
- (2) 札幌市税の納税証明書(指名願)の写し
- (3) 法人登記簿等

- ア 宿泊施設の場合
 - ・旅館業許可書の写し
 - ・法人登記簿謄本(全部事項証明書)の写し
- イ 観光団体の場合
 - ・法人登記簿謄本(全部事項証明書)の写し
- ウ 観光施設の場合



- ・不動産登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
- エ エリアマネジメント団体の場合
 - ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
- オ 旅行会社の場合
 - ・旅行業登録票の写し
 - ・法人登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
- (4) 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院に提出予定の受講申込書の写し
- (5) 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院に提出予定の履歴書の写し
- (6) その他、札幌市が必要と認める書類

※提出していただいた書類等は、補助の採択・不採択に関わらず返却できません。

Ⅲ 審査等について

1 審査

(1) 審査等の流れ

内定希望申請受理後、申請の要件を満たしているか審査を行います。なお、審査過程で疑義等が生じた場合、申請事業者の確認及び回答を求めます。

また、育成プログラムについて、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院に申し込みいただきますが、同学院が行う書類選考に合格した場合にのみ補助金交付対象となりますのでご注意ください。



2 補助金の交付について

補助金は、決定事業者へ、令和7年4月頃に交付します。

※ 申請から補助金交付までの流れは5ページをご覧ください。



【本事業に係る問い合わせ先・申請書類の提出先】

札幌市 経済観光局 観光・MICE 推進部 観光・MICE 推進課
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側
 電話：(011) 211-2376 / FAX：(011) 218-5129
 <業務時間は、月曜日～金曜日（祝日除く）8：45～17：15 となっています>

E-mail：kanko@city.sapporo.jp

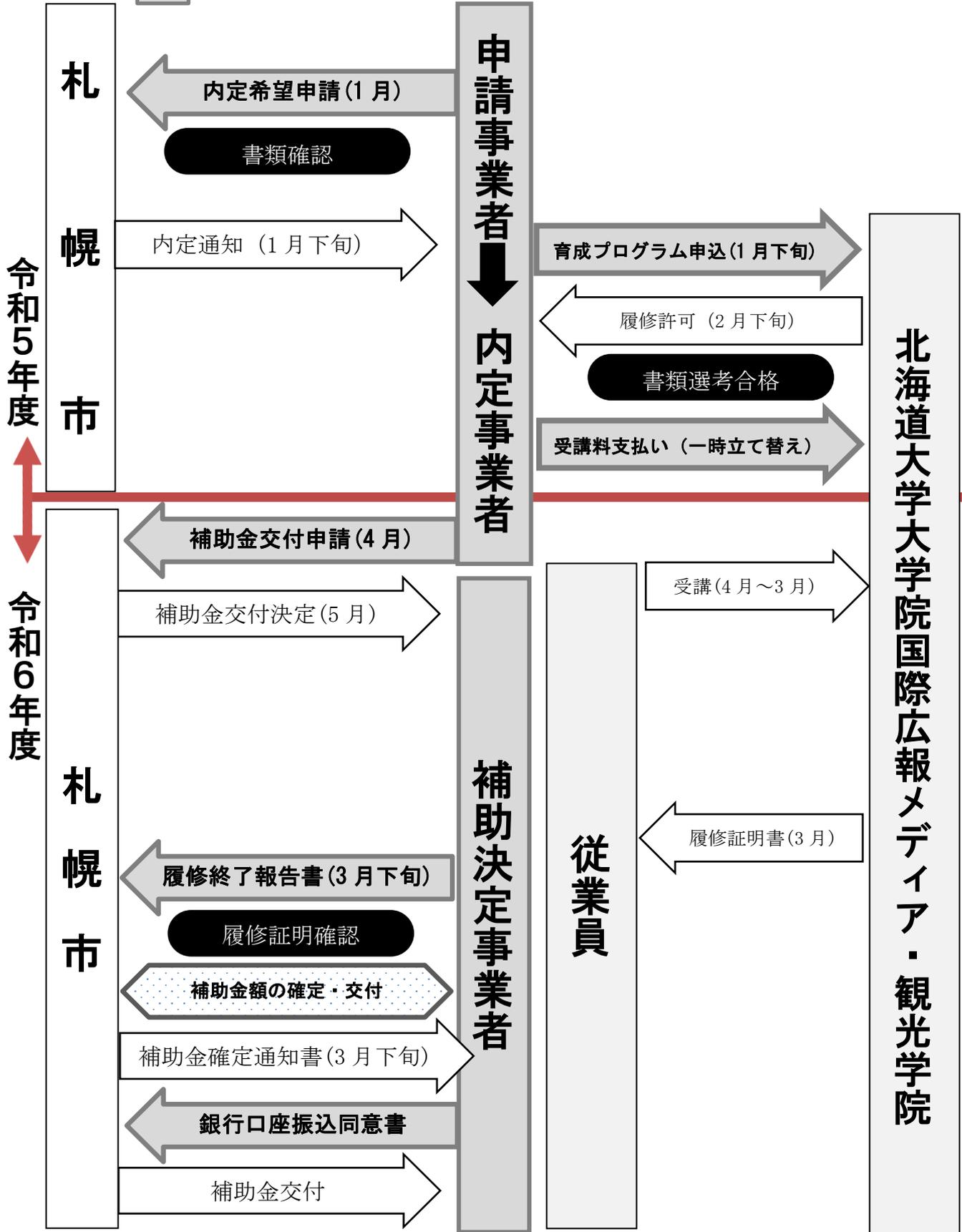
※本募集要項や申請書のデータは、こちらのホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/jigyousya/r6destinationprogram.html>

申請から補助金交付までの主な流れ

①申請手続きの流れ

※ の部分は申請事業者が行うもの



※ 上記の流れはイメージですので、案件によって変更する場合があります。